

# フレジャーボート・ミニボート で釣りを楽しむ皆さんへ

## 釣り・船舶利用のルールとマナーについて

### 釣りに係る規則・指示について

#### 漁業調整規則とは？

漁業法及び水産資源保護法に基づき都道府県知事が定めており、当該都道府県の管轄する海面等で水産動植物を採捕する漁業者や釣り人などに適用される**規則**です。

#### 海区漁業調整委員会指示とは？

水産動植物の繁殖保護など漁業調整のために釣り人を含む関係者に水産動植物の採捕等に関しておこなう**指示**です。

上記、規則・指示により、一般的に次のようなことが規定されています。

#### ○使用可能な漁具・漁法

一般的に、竿釣り、手釣りは認められていますが、トローリングでの釣りは一部地域を除いて、認められていません。また、まき餌釣りの禁止や火光等照明の使用を禁止している場合もあります。

#### ○採捕できる全長・重量



例えば、マダイには全長、マダコには重量の規制が設けられています。

#### ○採捕禁止期間

例えば、マダイには採捕禁止期間が設けられています。

漁業調整規則のほか、地域のルールの内容は各都道府県や各地域によって異なります。**釣りをを行う前に必ずインターネットで調べましょう。**

漁業調整規則、地域のルール等について、詳細を知りたい場合は都道府県水産部局に問い合わせましょう！



都道府県遊漁HPの一覧

### 漁場での釣りについて

定置網漁業や養殖業等を行っている漁場内において、以下の行為をした場合、漁業権侵害の罪に問われることがあります。

- 漁業の操業妨害
- 漁業権に指定される生物の採捕
- 漁場の価値を損なう行為



漁業権とは一定の水面で特定の漁業を排他的に営む権利だよ！



#### 漁業の操業妨害に該当する場合は？

釣り人がタコつぼ漁の近くで釣りをすると、タコつぼに釣りの仕掛けが絡まり、切れることがあります。漁師がタコつぼを回収する際、釣りの仕掛けにより、怪我をしたり、タコつぼの仕掛けが使えなくなってしまう、漁業の操業妨害に該当する場合があります。  
※タコつぼ漁の周りには目印となるブイや旗が海面に浮いています。これらの標識を見かけたら近づかないようにしましょう。

漁業権漁場の位置や海洋状況が確認できるよ！



海しる (海洋状況表示システム)

ポイ捨てはやめよう



### 釣りで採捕した水産動植物の販売について

営利の目的をもって水産動植物を採捕・販売した場合、**漁業を営む行為であるとみなされ**、漁業に関する各種規制を受ける可能性があります。なお、釣りで採捕したくろまぐろを販売する行為は、沿岸くろまぐろ漁業の承認について定めた**広域漁業調整委員会の指示に違反**する可能性があります。



## 遊漁採捕量報告のお願い

全国の釣り人の釣果を報告する仕組みを普及し、将来的には水産物の資源管理に役立てたいと考えております。釣った魚等は種類を問わず、報告いただけます。釣り人の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



LINEを用いた報告



LINEを用いない報告

## 出船前の注意点について

- 出船前に無理のない航海計画を立案し、家族などに知らせましょう。
- 気象・海象に不安を感じるのであれば、出船しないようにしましょう。
- 船体に異常がないか確認しましょう。
- 事故や負傷など、万が一の場合に備えて、損害補償保険に加入しましょう。
- 酒気帯びでの操縦はやめましょう。
- 乗船する前に**救命胴衣**を確実に着用しましょう。

出船前に船体の状態や燃料・オイルの量などを確認しましょう！



## ウォーターセーフティガイド (W. S. G.) とは？

モーターボートやミニボートで釣りを安全に楽しむために知ってほしい情報をまとめた総合安全情報サイトです。出船前に確認しましょう。



W. S. G.

## 航行時や釣り中の安全確保

- 航行中・停泊中を問わず、周囲の見張りを十分にしましょう。

### 見張り不十分とはこんな時

- ・釣りに夢中
- ・他船に気を取られる
- ・一定方向しか見ていない
- ・居眠り
- ・魚探の操作中
- ・漫然運転
- ・船首浮上による死角
- ・死角に対する配慮不足



- 港口や浅瀬は波が高くなる場合がありますので、十分に注意しましょう。
- 衝突事故防止のため、目印となる旗やレーダー、反射板を掲げましょう。
- 立入禁止場所への侵入はやめましょう。
- 防水ケースに携帯電話を入れる等、適切な連絡手段を確保しましょう。
- 事故発生時には人命救助を優先しましょう。
- リアルタイムの各地の風向・風速・潮汐情報は海の安全情報から確認できます。

海難時には**118番**  
(海上保安庁への緊急通報用電話番号)に電話をかけて！



## 海の安全情報とは？

海上保安庁では、海難を防止することを目的として、船舶の衝突等の海難に関する情報、海上工事の情報、気象庁が発表する気象警報・注意報、全国各地の灯台等で観測した気象状況(風向、風速、気圧及び波高)等の情報を「海の安全情報」として提供しています。出船前に確認しましょう。



海の安全情報

## 漁港の利用について

- 漁港等に船舶を係留する場合は管理する地方公共団体等に事前に問い合わせましょう。
- 港に置かれている漁具には近づかないようにしましょう。
- 駐車禁止場所は事前に調べておきましょう。
- 港内では徐行を心がけましょう。
- 燃料や潤滑油を補給する場合は、海にこぼさないよう十分に注意しましょう。

釣りがいつまでもできるよう一人一人がルール・マナーに配慮して釣りを楽しみましょう！ご協力のほどお願いいたします！



釣り人(遊漁船・プレジャーボート利用等)の皆様へ

# クロマグロ釣り

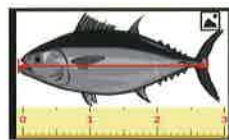
令和7年4月からルールが変わります！



下瀬 環 沖縄さかな図鑑  
(沖縄タイムス社)

## 大型魚(30kg以上)の釣りのルールの主な変更点

- ✓ 持ち帰ることができる尾数は**1人毎月1尾**まで！
- ✓ 陸揚げ後の**報告は翌日まで**！
- ✓ 報告内容の追加！
  - クロマグロの長さがわかる**写真**
  - **陸揚げ場所**(港、マリーナなど)
  - **船の情報**(遊漁船登録番号又は船舶番号)
  - **本人確認書類**(免許証など)



ルールの詳細  
はここを確認



## ★ 小型魚(30kg未満)の釣りは周年禁止！

意図せずクロマグロを採捕した場合には直ちにリリース。

**釣行前に必ず採捕禁止期間ではないことを確認！**

クロマグロ 遊漁

検索



水産庁

【お問合せ先】 水産庁管理調整課沿岸・遊漁室  
TEL: 03-3502-8111(内線6705)